

神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等貸付事業実施要領

第1条 趣旨

この要領は、神奈川県社会福祉協議会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 関係機関との連携

- 1 神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、高等職業訓練促進給付金等事業の実施機関及び「母子・父子自立支援プログラム策定事業」に基づく母子・父子自立支援プログラム策定機関（以下「実施機関等」という。）と緊密な連携を図るとともに、貸付事業の円滑な運営に必要な情報提供を実施機関に求めるものとする。
- 2 実施機関等は、県社協から前号の情報提供を求められた場合、県社協会長に対し速やかに情報提供を行うものとする。

第3条 貸付対象者の事前相談

- 1 要綱第3条に規定する貸付対象者は、要綱第6条に規定する貸付の申込みを希望する場合、実施機関等に対し事前相談を行うものとする。
- 2 貸付対象者から事前相談を受けた実施機関等は、貸付対象者に対し貸付事業についての情報提供を行うとともに、事前相談の際に相談職員が聴取した貸付対象者の修学意欲や就業等の考え方について、その内容を県社協会長に情報提供するものとする。
- 3 前1項で事前相談を行った貸付対象者は、必要に応じ、県社協会長の指定する日時に県社協に出向き、担当職員から貸付事業について説明を受けるものとする。

第4条 貸付の申請手続き

前条に規定する事前相談を行い、貸付を受けようとする貸付対象者（以下「貸付申請者」という。）は、ひとり親高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）又は住宅支援資金の各貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）に必要書類を添えて、県社協会長に提出するものとする。

1 訓練促進資金

（1）貸付申請書（様式1）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 貸付申請者の住所、氏名、生年月日及び連絡先
- イ 養成機関名及び修業内容、修学（予定）期間、就職準備金を希望する者にあつては取得した資格の種類
- ウ 希望する訓練促進資金の種類及び金額に関する事項
- エ 他の資金等貸付けの申込の有無
- オ 貸付申請者の世帯全員に係る状況
- カ 連帯保証人の住所、氏名及び生年月日
- キ 養成機関修了後の就職希望先

ク 貸付契約を解除もしくは免除要件未充足により返還となった場合の返還計画（一括又は月賦等均等払）

ケ 前各号に掲げるもののほか、県社協会長が必要と認める事項

(2) 貸付申請者が保証人を立てる場合は、保証人は貸付申請書に連帯保証人となることを承諾する署名を行うものとする。

(3) 貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し

イ 貸付申請者の世帯全員の記載のある住民票の写し（住民票コード、個人番号以外に省略がなく発行後3か月以内のもの）

ウ ひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱同意書

エ 入学準備金の申請にあつては、養成機関に在学していることを証明する書類及び養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品等納付金の額が記載された入学案内等、貸付申請額の内訳がわかるもの

オ 就職準備金の申請にあつては、養成機関の課程を修了したことを証明する書類及び取得した資格を証明する書類、採用（内定）通知、就職にあたり必要な被服・道具費用、通勤用自転車等の購入費等の内訳がわかるもの

2 住宅支援資金

(1) 貸付申請書(様式1-2)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 貸付申請者の住所、氏名、生年月日及び連絡先

イ 希望する住宅支援資金の金額及び期間に関する事項

ウ 現在の職業及び収入に関する事項

エ 他の家賃支援の有無

オ 貸付申請者の世帯全員に係る状況

カ 前各号に掲げるもののほか、県社協会長が必要と認める事項

(2) 貸付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 母子・父子自立支援プログラム策定書の写し

イ 児童扶養手当証明書等の写し又は所得を証明する書類の写し

ウ 雇用契約書等の写し、共同住宅等の賃貸借契約書の写し

エ 貸付申請者の世帯全員の記載のある住民票（住民票コード、個人番号以外に省略がなく発行後3か月以内のもの）

オ ひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業における個人情報の取扱同意書

第5条 連帯保証人

1 要綱第7条に規定する保証人は、訓練促進資金の返還の債務に関する連帯保証人となることから、相応の返還資力を有することを証明する書類（市町村が発行する所得証明又は源泉徴収票等）を貸付申請書に添付するものとする。

2 連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは県社協会長の承認を得なければならない。

3 連帯保証人は、県社協会長からの要請に対して誠実に対応するものとする。

第6条 貸付の決定

- 1 県社協会長は要綱第8条に規定する貸付の決定を行ったときは訓練促進資金貸付決定通知書又は住宅支援資金貸付決定通知書を、貸付の決定を行わず不承認とした場合は訓練促進資金貸付不承認通知書又は住宅支援資金貸付不承認通知書を貸付申請者に交付するとともに、その写しを実施機関等に送付するものとする。
- 2 訓練促進資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「借受者」という。）は、保証人を立てる場合は保証人が連署した借用証書兼誓約書に、送金口座申込・変更申請書(様式2)及び借受者（保証人を立てる場合には併せて保証人）の印鑑証明書を添えて県社協会長の指定する日までに県社協に提出するものとする。また、借受者が保証人を立てない場合に、借受者が未成年である場合は法定代理人の署名押印及び印鑑証明書の添付を必要とする。
- 3 住宅支援資金の借受者については、借用証書兼誓約書に、送金口座申込・変更申請書(様式2)並びに借受者の印鑑証明書を添えて県社協会長の指定する日までに提出するものとする。また、借受者が未成年である場合は法定代理人の署名押印及び印鑑証明書の添付を必要とする。

第7条 契約解除の通知

- 1 県社協会長は、要綱第10条の規定により契約を解除するときは、訓練促進資金貸付解除通知書又は住宅支援資金貸付解除通知書により借受者及び保証人に通知するものとする。
- 2 借受者が契約期間中に貸付契約の解除を希望するときは、速やかに貸付契約解除届(様式3)を県社協会長に提出しなければならない。

第8条 返還の債務の当然免除

1 訓練促進資金

(1) 要綱第11条第1項に規定する「5年間引き続き業務に従事したとき」は、以下のアからウの場合を含むものとする。

ア 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合

この場合において、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間（通算12か月）とする。なお、求職活動は、以下のいずれかに該当する場合のものとし、これらの求職活動を行っていることについて就労支援機関等による証明書により確認するものとする。

(ア) 月1回以上求人への応募を行った場合

(イ) 就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合（単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧は非該当とする。）

(ウ) 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その事由が終了した後に再就職することが見込まれる場合

この場合においては、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該期間は業務従事期間に算入しない。

ウ 雇用が継続している場合

この場合においては、疾病等により休業又は休職している期間についても、業務従事期間に算入することとする。

(2) 借受者又はその相続人は、要綱第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「業務上の事由により死亡し又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき」に該当するとして訓練促進資金の返還の債務の免除を受けようとする場合は、訓練促進資金返還免除申請書(様式 4)に死亡証明書、医師の診断書、労災申請の際の関係書類等を添えて県社協会長に提出するものとする。

(3) 県社協会長は、要綱第 11 条の規定により借受者が訓練促進資金の返還の債務の免除に該当するに至ったときは、訓練促進資金返還免除決定通知書により借受者に通知するとともに、同通知書の写しを実施機関に送付するものとする。

(4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により借受者が国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、県社協会長が借受者の申請に基づき借受者に翌年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、要綱第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格を取得した日」と読み替えることができるものとする。

(5) 要綱第 11 条第 1 項第 1 号、同第 13 条第 1 項及び同第 14 条第 1 項第 2 号に規定する「他種の養成機関等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等をいい、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等をいうものとする。

(6) 要綱第 11 条第 1 項第 1 号、同第 13 条第 1 項及び同第 14 条第 1 項第 2 号に規定する「その他やむを得ない事由」は、要綱第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

2 住宅支援資金

(1) 要綱第 11 条第 2 項に規定する「1 年間引き続き就業を継続したとき」は、前項第 1 号に規定する場合を含むものとし、最長 1 年間(通算 12 か月)を「最長 6 か月間(通算 6 か月)」に読み替えるものとする。

(2) 借受者又はその相続人は、要綱第 11 条第 2 項第 2 号に規定する「業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき」に該当するものとして住宅支援資金の返還の債務の免除を受けようとする場合は、住宅支援資金返還免除申請書(様式 4-2)に死亡証明書、医師の診断書、労災申請の際の関係書類等を添えて会長に提出するものとする。

(3) 県社協会長は、要綱第 11 条の規定により借受者が住宅支援資金の返還の債務の免除に該当するに至ったときは、住宅支援資金返還免除決定通知書により借受者に通知するとともに実施機関に同通知書の写しを送付するものとする。

- 3 要綱第 11 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号に規定する従事期間又は就業期間の計算は、月数によるものとし、業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの期間を算入するものとする。

第 9 条 返還の債務の裁量免除

- 1 借受者又はその相続人は、要綱第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号に該当し、返還の債務の免除を希望する場合は、訓練促進資金返還免除申請書(様式 4)又は住宅支援資金返還免除申請書(様式 4-2)に死亡証明書、障害者手帳等障害があることを証する書類の写し又は業務従事期間証明書(様式 8)を添えて県社協会長に申請するものとする。
- 2 県社協会長は、前項の申請があったときは、速やかに審査を行い、借受者の返還の債務の免除の可否について決定するものとする。
- 3 県社協会長は、前項の審査の結果、借受者の返還の債務の免除をすることを決定したときは、免除額その他必要事項を記載した訓練促進資金返還免除決定通知書により、また、借受者の返還の債務の免除をしないことを決定したときは、訓練促進資金返還免除不承認決定通知書により、借受者又はその相続人に通知するものとする。
- 4 要綱第 12 条の第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する返還の債務の裁量免除は、借受者の相続人又は保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。
- 5 要綱第 12 条第 1 項第 3 号に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第 11 条第 1 項に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分に把握したうえ、個別に適用するものとする。なお、この場合、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、返還の債務の裁量免除を適用しないものとする。
- 6 返還の債務の裁量免除の額は、要綱第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事した年数を 5 で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

第 10 条 返還

- 1 要綱第 13 条の規定により、資金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日から起算して 30 日以内に貸付契約解除届(様式 3)を県社協会長に提出しなければならない。
- 2 県社協会長は、要綱第 13 条のいずれかに至ったときは、貸付申請書(様式 1 又は様式 1-2)にて提出された返還計画に基づき、訓練促進資金又は住宅支援資金返還開始通知により、速やかに借受者及び保証人に通知するものとする。
- 3 借受者は、前項の返還計画の変更を希望する場合には、返済期間、返済金額及び返済方法(分納又は一括)を記載した返還計画変更申請書(様式 5)により県社協会長に申し出るものとする。
- 4 分納の場合において借受者が返還する金額は、前 2 項又は 3 項で承認された返済計画のとおりとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げないものとする。
- 5 資金の返還を分納で行う場合の期間は 5 年(60 か月)以内とし、一括で行う場合は 1 年(12 か月)以内に履行するものとする。なお、返還期限内において借受者は返還計画変更申請書(様

式5)により返還回数及び返還期間の変更を県社協会長に申し出ることができるものとする。ただし、返還の債務の履行期間は計画変更前の履行期間と通算して5年(60か月)を超えることはできないものとし、借受者が申し出た返還期間の最終月末日を返還期限とする。

第11条 未返還者に対する償還指導

- 1 返還の債務の免除が適用されない借受者から県社協会長の承認を受けた返還計画どおりに資金が返還されない場合、早期に償還指導を行うこととする。
- 2 償還指導に際しては、実施機関等に協力を要請する等により早期に生活実態を確認し、返還不能となった理由の把握、その後の返還についての助言及び指導を行う。
- 3 前項の指導を行っても借受者から資金が返還されない場合は、連帯保証人に対し返還の債務の履行を求めるものとする。

第12条 返還の債務の履行猶予

- 1 要綱第14条により返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、履行猶予が必要となる事由が発生した日から1月以内に、県社協会長に返還猶予申請書(様式6又は様式6-2)と関係書類を提出しなければならない。
- 2 要綱第14条第1項のいずれかにより返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(様式6)に在学証明書を添付して、県社協会長に提出しなければならない。
- 3 要綱第14条第2項第1号のイ及び第2号のイにより返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、履行猶予が必要となる事由ならびに猶予期間の根拠のわかる書類を申請書に添付して提出しなければならない。なお、申請書に添付して提出する書類は次の各号のとおりとする。
 - (1) 災害については罹災証明
 - (2) 疾病、負傷については医師による診断書
 - (3) 出産・育児については母子手帳の写し等
 - (4) 介護については介護保険証の写し等
 - (5) その他、やむを得ない事由がわかる書類
- 4 要綱第14条第2項第1号のイ及び第2号のイにおける「返還免除対象業務に復職又は再就業する意思がある場合に限る」については、復職又は再就業までの期間が予測できない場合は、猶予を認めないものとする。
- 5 県社協会長は、第1項の申請があったときは、速やかに審査し、返還の債務の履行猶予の可否について決定するものとする。
- 6 県社協会長は、前項の審査の結果、返還の債務の履行猶予をすることを決定したときは訓練促進資金返還猶予決定通知書又は住宅支援資金返還猶予決定通知書を、返還の債務の履行猶予をしないことを決定したときは訓練促進資金返還猶予不承認決定通知書又は住宅支援資金返還猶予不承認決定通知書を、それぞれ借受者に通知するものとする。
- 7 返還の債務の履行猶予の決定を受けた後に猶予事由が変更となった場合には、借受者は猶予理由を変更する事由が生じた日から15日以内に、新たな猶予申請理由を記載した返還猶予申請書(様式6又は様式6-2)を県社協会長に提出しなければならない。

8 県社協会長は、前項の規定により借受者から提出された申請書等を審査し、第6項の規定と同様に借受者に通知するものとする。

第13条 延滞利子

要綱第15条に規定する延滞利子の額は、次の方法によるものとする。

$$\text{延滞元金} \times 0.03 \times \text{延滞日数} / 365$$

第14条 借受者等の届出の責務

要綱第16条第3項に規定する届出の対象は次の場合とし、貸付契約変更事項届（様式7、様式7-2、様式7-3）により、速やかに届出るものとする。

1 訓練促進資金

(1) 借受者は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

ア 送金口座を変更するとき。

イ 氏名、住所、連絡先、その他重要な事項に変更があったとき

ウ 退職又は休職したとき

エ 修学や業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき

オ 高等職業訓練促進給付金の支給を取り消されたとき又は養成機関を休学、停学、退学、復学したとき

カ 養成機関の課程を修了したとき

キ 資格を取得したとき

ク 就職又は復職したとき

ケ 勤務先を変更したとき

コ 訓練促進資金の貸付を辞退するとき

サ 連帯保証人の氏名・住所・勤務先、その他の重要事項に変更があったとき

(2) 借受者は、訓練促進資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、毎年度4月1日現在の状況について、次の各号に定める書類を5月末日までに、県社協会長に提出しなければならない。

ア 養成機関在学中は、在学証明書（高等職業訓練促進給付金の申請に使用したものの写しでも可）

イ 養成機関卒業後は、業務従事期間証明書（様式8）

2 住宅支援資金

(1) 借受者は、住宅支援資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

ア 送金口座を変更するとき

イ 氏名、住所、連絡先、その他重要な事項に変更があったとき

ウ 就職又は転職したとき

エ 退職又は休職したとき

オ 復職したとき

カ 業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき

キ 住宅支援資金の貸付けを辞退するとき

(2) 借受者は、訓練促進資金又は住宅支援資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの期間、業務従事期間証明書(様式8)を県社協が定める期日までに県社協会長に提出しなければならない。

3 借受者が死亡したときは、その親族又は保証人は貸付契約変更事項届(様式7)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

第15条 その他

この要領に定めるほか、事業の実施に必要な事項については県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月18日から施行する。